（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第九条　第一条の規定（特定改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行規則第六十八条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に提供の期限が到来する特定多国籍企業グループ等報告事項等（改正法第二条の規定による改正前の法人税法第百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。次項において同じ。）について適用する。

2　法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等に属する同条第十三号に規定する構成会社等である内国法人の令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に係る第一条の規定（特定改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行規則第六十八条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第四号イ⑵中「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税」とあるのは、「令第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税」とする。

3　改正法附則第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）又は第三項（同条第六項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定の適用がある場合における新規則第六十八条第十三項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

一　改正法附則第十八条第一項又は第三項の規定の適用に関する事項

二　その他参考となるべき事項

○財務省令第二十号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項第二号、第二十四条の四第一項第三号及び第三項第三号、第二十四条の十一第一項第三号並びに第二十四条の十二第一項本文及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は「」を「、「」に、「とは」を「又は「課税対象会計年度」とは」に、「に規定する」を「若しくは第二項に規定する」に、「又は課税事業年度」を「、課税事業年度又は課税対象会計年度」に改める。

第二条第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同項第二号中「（課税標準）」を削り、「以下」を「第七条の三及び第七条の五を除き、以下」に改める。

第七条の二の見出しを「（国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項）」に改め、同条第一項第一号中「法人税法」を「特定多国籍企業グループ等（法人税法」に、「に属する同条第十三号に規定する構成会社等」を「をいう。次条第一号において同じ。）に属する構成会社等（同法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。次条第一号において同じ。）」に改め、同項第三号中「（法第七条第二項に規定する課税対象会計年度をいう。）」を削る。

第七条の三の見出し中「各課税対象会計年度の」の下に「国際最低課税額等に係る」を加え、同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項）

第七条の三　法第二十四条の四第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法第二十四条の四第三項の法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名（外国法人にあっては、代表者の氏名及び恒久的施設等（法人税法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名。第七条の五第二号において同じ。）

三　当該課税対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

第八条の前に次の二条を加える。

（国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項）

第七条の五　法第二十四条の十一第一項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十四条の十一第一項に規定する申告対象法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該課税対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（電子情報処理組織による各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告）

第七条の六　第七条の四第一項の規定は法第二十四条の十二第一項の内国法人が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して申告書記載事項（同項に規定する申告書記載事項をいう。以下この条において同じ。）を提供しようとする場合における届出その他の手続について、第七条の四第二項の規定は法第二十四条の十二第一項に規定する財務省令で定める方法について、第七条の四第三項及び第五項の規定は当該内国法人が法第二十四条の十二第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供について、第七条の四第四項の規定は申告書記載事項の送信に関するファイル形式について、同条第六項の規定は電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目について、それぞれ準用する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。